

農地中間管理事業の推進について

農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約化を一層進める制度として、平成 26 年度から各都道府県で取組が進展している。

しかし、本事業は、県による農用地利用配分計画の縦覧や公告、業務委託の知事承認など、従来の農地集積に関する事業に比べ手続きが煩雑で、担い手への権利設定までに多くの時間と労力を要し、農業者の積極的な利用の妨げとなっている。

また、農地の出し手・地域に対する補助金について、国は平成 30 年度までの交付単価を示す一方で、平成 28 年度から交付ルール的大幅な見直しを行ったほか、「平成 28 年農地中間管理機構事業のうち事業推進費の財源措置について」（平成 28 年 1 月）により、機構の運営費や業務委託費等に係る推進事業費について、都道府県費の予算計上を求めるなど、毎年、制度運用が見直されるため、事業推進に支障が生じている。

そこで、国においては、事業の円滑な推進に向けて事務手続きの簡素化を図るとともに、各都道府県が長期展望をもって担い手への農地集積・集約化の支援に取り組めるよう、制度の安定化と十分な予算確保を図るよう要望する。

特に、機構の運営費や業務委託費等に必要な推進事業費については、今年度同様、実質、都道府県が負担する額を含むこととし、新たな地方負担を求めないことを要望する。